

平成 24 年度における財政運営戦略の進捗状況の検証

〔平成 24 年 1 月 24 日
内閣官房国家戦略室〕

「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）及び「平成 24 年度予算編成の基本方針」（平成 23 年 12 月 16 日閣議決定）に基づき、平成 24 年度予算（政府案。以下、「平成 24 年度予算」という。）、「平成 24 年度税制改正大綱」（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）、「社会保障・税一体改革素案」（平成 24 年 1 月 6 日政府・与党社会保障改革本部決定）及び「平成 24 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）並びに「経済財政の中長期試算」（平成 24 年 1 月 24 日内閣府）（以下「内閣府試算」）を踏まえ、財政運営戦略の進捗状況について、下記のとおり取りまとめる。

記

1. 財政健全化目標について

(1) 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）¹

① 2012 年度（平成 24 年度）における国・地方の基礎的財政収支について

内閣府試算²（慎重シナリオ）において、2012 年度における国・地方の基礎的財政収支は、2011 年度に比べて対 GDP 比 1.5%ポイント程度改善すると見込まれる³。

② 2015 年度における基礎的財政収支改善目標について

内閣府試算（慎重シナリオ）⁴によると、2015 年度の国・地

1 財政運営戦略においては、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し（半減目標）、遅くとも 2020 年度までに黒字化することを目標（黒字化目標）としている。

2 「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」（以下「中期財政フレーム」）において別途管理することとされた東日本大震災からの復興・復旧対策に係る経費及び財源の金額を除いたベースによる試算。以下、「内閣府試算」とある場合は、同じベースでの試算を指す。

3 このうち、年金交付国債（仮称）の発行による改善分が 0.5%ポイント程度となっており、これを除けば 1.0%ポイント程度の改善と見込まれる。国の基礎的財政収支についても同様の影響がある。

4 内閣府試算においては、2014 年 4 月に国・地方の消費税率（消費税率と地方消費税率の

方の基礎的財政収支対GDP比は、2010年度の水準からの対GDP比赤字半減目標（▲3.2%⁵）に対し、▲3.3%程度となるが、仮に2015年度について消費税率の10%への引上げ後における社会保障・税一体改革による影響を平年度化すれば財政構造としては当該目標の水準が達成される姿⁶となっている。また、2016年度は対GDP比▲3.0%程度となる。

③ 2020年度における基礎的財政収支黒字化目標について

内閣府試算（慎重シナリオ）によれば、2020年度の国・地方の基礎的財政収支対GDP比は▲3.0%程度と見込まれ、目標達成のためには、同程度の追加的な財政収支改善が必要となる。

(2) 国の基礎的財政収支⁷

① 2012年度における国の基礎的財政収支について

内閣府試算（慎重シナリオ）によれば、2012年度における国の基礎的財政収支は、2011年度に比べて対GDP比1.4%ポイント程度改善すると見込まれる。

② 2015年度における基礎的財政収支改善目標について

内閣府試算（慎重シナリオ）⁸によれば 2015年度の国の基礎的財政収支対GDP比は、2010年度の水準からの対GDP比赤字半減目標（▲3.4%）に対し、▲3.6%程度となるが、仮に社会保障・税一体改革による影響を平年度化すれば財政構

合計をいう。以下同じ)を8%に引き上げ、2015年10月にこれを10%に引き上げること等、「社会保障・税一体改革素案」の内容が実現されることを前提としている（本検証において以下同じ）。

- 5 半減目標として達成すべき水準については、財政運営戦略決定時点の当初試算の数値で固定している。国の基礎的財政収支についても同様。
- 6 2015年度について、仮に消費税率の10%への引き上げ後における社会保障・税一体改革による影響を平年度化すると、国・地方の基礎的財政収支の対GDP比は▲3.0%程度になると考えられる（2016年度における社会保障・税一体改革の影響について、一体改革を考慮した場合としない場合の国・地方の基礎的財政収支の対GDP比の差分をとると1.5%程度となる。これを一体改革を考慮しない場合の2015年度の基礎的財政収支の対GDP比▲4.5%程度に加算して平年度化の簡易計算を行った。）。
- 7 財政運営戦略においては、国の基礎的財政収支についても、国・地方と同様の収支目標を定めている。
- 8 内閣府試算においては、「社会保障・税一体改革素案」に基づく国・地方の消費税率引き上げ分の国・地方の配分割合（3.46：1.54）等を踏まえ、2015年度の国の基礎的財政収支を試算している（本検証において以下同じ）。

造としては当該目標の水準が達成される姿⁹となっている。また、2016年度は対GDP比▲3.2%程度となる。

③ 2020年度における黒字化目標達成見込みについて

内閣府試算（慎重シナリオ）によれば、2020年度の国の基礎的財政収支対GDP比は▲3.1%程度と見込まれ、財政運営戦略における同収支の黒字化目標達成のためには、同程度の追加的な収支改善が必要となる。

(3) 公債等残高対GDP比¹⁰

内閣府試算において、2012年度における公債等残高の対GDP比（復興債を除く。以下同じ）は185%程度となり、2011年度の182%程度に比べ増加（悪化）すると見込まれる。

また、2020年度における公債等残高の対GDP比は、慎重シナリオにおいて、209%程度となり、その後も増加（悪化）が見込まれ、安定的に低下させるためには更なる努力が必要である。

2. 財政運営の基本ルールについて

(1) 財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」¹¹）について

平成24年度予算においては、基礎的財政収支対象経費の総額は平成23年度当初予算の水準を下回っており、「ペイアズユーゴー原則」が守られている。

また、東日本大震災からの復旧・復興に関する経費については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」等により財源が確保されている。

⁹ 2015年度について、仮に消費税率の10%への引き上げ後における社会保障・税一体改革による影響を平年度化すると、国の基礎的財政収支の対GDP比は▲3.4%程度になると考えられる（2016年度における社会保障・税一体改革の影響について、一体改革を考慮した場合としない場合の国の基礎的財政収支の対GDP比の差分をとると1.4%程度となる。これを一体改革を考慮しない場合の2015年度の基礎的財政収支の対GDP比▲4.8%程度に加算して平年度化の簡易計算を行った。）。

¹⁰ 財政運営戦略においては、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させることを目標としている。

¹¹ 財政運営戦略においては、「歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保する」ものとしている（「ペイアズユーゴー原則」）。

(2) 財政赤字縮減ルール¹²について

平成 24 年度予算においては、平成 23 年度当初予算と比較して、歳出規模が減少した関係で公債依存度は悪化しているが、新規国債発行額は微減となり、基礎的財政収支についても上記のように改善が見込まれ、一定の前進が図られている。

(3) 構造的な財政支出に対する財源確保¹³について

平成 24 年度予算においては、依然として、現在の世代が享受している社会保障のサービス・給付を賄う費用の多くを特例公債に依存しているが、今回とりまとめられた「社会保障・税一体改革素案」は、社会保障財源を確保するための消費税率の引上げ等を通じて、「社会保障の安定財源確保及び財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すものであり、関連法案の国会提出をはじめ、その実現に向けて取り組んでいく必要がある。

(4) 歳出見直しの基本原則¹⁴

平成 24 年度予算編成においては、「平成 24 年度予算の概算要求組替え基準」(平成 23 年 9 月 20 日閣議決定)に基づき、要求時点で約 1.2 兆円の歳出を削減したほか、「提言型政策仕分け」の提言の適切な反映や、公務部門における経費の削減等、予算編成過程における更なる歳出削減を活用することで、概算要求段階で 7,000 億円と想定していた「日本再生重点化措置」を 1 兆円規模に拡大し、①新たなフロンティア及び新成長戦略、②教育(スポーツを含む)・雇用などの人材育成、③地域活性化(新たな沖縄振興政策を含む)、④安心・安全社会の実現、の重点 4 分野に、府省庁の枠を超えた重点的な配分を行っている。

(5) 地方財政の安定的な運営¹⁵について

¹² 財政運営戦略においては、「国債発行額の縮減や国債依存度の引下げ、基礎的財政収支の改善など毎年度着実に財政状況の改善が図られるよう、国の予算編成を行う」ものとしている。

¹³ 財政運営戦略においては、「年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費に対しては、歳入・歳出の両面にわたる改革を通じて、安定的な財源を確保していく」ものとしている。

¹⁴ 財政運営戦略においては、全ての歳出分野における事務及び事業について、不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底し、思い切った予算の組替えを行うものとしている。

平成 24 年度予算においては、中期財政フレームに基づく地方一般財源総額の適切な確保などの対応がなされており、また、地域自主戦略交付金等についても拡充するなど、財政運営戦略における原則に沿った対応がなされている。

3. 中期財政フレームについて

(1) 国債発行額の抑制¹⁶

平成 24 年度予算における新規国債発行額は 44 兆 2,440 億円であり、平成 23 年度予算の 44 兆 2,980 億円を下回っている。

(2) 歳入面での取組¹⁷

「社会保障・税一体改革素案（平成 24 年 1 月 6 日政府・与党社会保障改革本部決定）」においては、国・地方の消費税率を 2014 年 4 月に 8%、2015 年 10 月に 10%へと引き上げることを含め、税制抜本改革の具体的内容を定めた上で、今年度中に税制改革法案を国会に提出することをはじめ、改革に取り組んでいくこととしている。

(3) 歳出面での取組¹⁸

「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」において平成 24 年度予算に係る「歳出の大枠」について年金差額分以外の金額を 68.4 兆円と定めていたところ、平成 24 年度予算における基礎的財政収支対象経費は約 68 兆 3,897 億円となっており、

¹⁵ 財政運営戦略においては、「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」ものとしている。

¹⁶ 中期財政フレームにおいては、「平成 24 年度の新規国債発行額（復興債を除く）」について、平成 23 年度予算の水準（約 44 兆円）を上回らないものとするよう、全力をあげる」ものとしている。

¹⁷ 中期財政フレームにおいては、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革については、「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）等を踏まえて更に検討を進め、平成 21 年度税制改正法附則第 104 条に示された道筋に従って平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じるものとしている。

¹⁸ 中期財政フレームにおいては、基礎的財政収支対象経費について、前年度当初予算の規模（「歳出の大枠」）を実質的に上回らないものとし、できる限り抑制に努めることとしている。

平成 24 年度予算においては、歳出の大枠を実質的に上回っていないものと評価される。

なお、平成 24 年度地方財政への対応については、通常収支分の地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は 59 兆 6, 241 億円であり、平成 23 年度地方財政計画における 59 兆 4, 990 億円を下回らないよう実質的に同水準を確保している。

4. 総括

平成 24 年度予算においては、中期財政フレームの規律を維持し、基礎的財政収支についても改善が見込まれるなど、一定の前進が見られる一方で、依然として国債発行額が税収を上回る異常な状態が続いているなど、財政状況は深刻である。

こうした中で、本年 1 月 6 日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革素案」に盛り込まれた改革は、「社会保障の安定財源確保及び財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すものであり、その実現に向けて早急に取り組む必要がある。これにより、2015 年度中に財政構造としては対 GDP 比の半減目標の水準が達成される姿となることが見込まれるが、2015 年度の財政健全化目標の達成に向けて、成長力の強化をはじめあらゆる政策努力に全力を挙げることが必要である。

また、2020 年度の財政健全化目標達成に向けては、相当程度の追加的な財政収支改善を行う必要がある、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）等を着実に実施していくとともに、財政健全化に向けた更なる取組を行っていくことが必要である。